

口座を開設されるお客さまへのお願い（個人）

最近、預金口座を利用した悪質な特殊詐欺事案として、反社会的勢力などの振り込め詐欺グループが架空請求を送り付け金融機関の預金口座に振り込みを請求したり、闇金融業者などが預金口座を利用して違法な取り立てを行うような事象が発生し、社会問題化してきています。

このような事例によると、偽造した本人確認書類で開設した口座や第三者との売買により不正に入手した口座が利用されているケースが多いようです。

当行では、不正利用される口座の開設を未然に防ぐため、口座を開設されるお客さまに下記事項についてお願いしております。お客さまにはご不便、お手数をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

口座の開設は最寄りの支店にてお手続きください。

口座の開設にあたっては、ご自宅やお勤め先に近く普段のご利用に便利な支店にてお手続きください。遠隔の支店をご希望される場合には、ご利用目的や開設理由等をお伺いさせていただきます。場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

ご本人確認のため、写真付の書類をご提示ください。

ご本人さまであることを確認させていただくため、運転免許証、旅券（パスポート）などの写真付の書類をご提示ください。なお、写真付の書類をお持ちでない場合には、別途、公共料金領収証書等の書類をご提示いただくなど、当行所定の手続き方法により、ご本人さまの確認をさせていただきます。場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

多数の口座を開設されることはご遠慮ください。

すでに当行に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。複数の口座をご希望の場合には、ご利用目的や開設理由等をお伺いさせていただきます。場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

他人に利用させるための口座開設や開設した口座の譲渡は禁止されています

預金規定により、他人による口座の利用や口座の譲渡は禁止されております。他人による口座の利用や口座の譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。なお、他人に利用させるために口座を開設することは、刑事罰の対象となる場合もございますのでご注意ください。

また、口座開設後に預金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただくことや解約させていただくこともございます。